

特定帰還居住区域復興再生計画 (案)

福島県南相馬市

令和7年 月

1. 特定帰還居住区域－区域の範囲

市町村名	福島県南相馬市
区域	小高区金谷の一部

○特定帰還居住区域図（法：福島復興再生特別措置法、復興庁令：福島復興再生特別措置法施行規則）

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1・2号



区域図※

※区域図及びアクセス道の名称は、個人宅の特定につながるため非公開。

○特定帰還居住区域の対象等

※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1・2号

<特定帰還居住区域に含まれる施設>

- ・アクセス道路※（市内の中心市街地や避難指示解除済み区域にアクセスするために必要な範囲）
- ・特定帰還居住区域内のインフラ復旧・整備のために必要な施設（井戸等）

<その他>

- ・土壌等の除染等の措置は、特定帰還居住区域の避難指示解除、安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。

○特定帰還居住区域の状況

※関係規定：法第17条の9第1項
復興庁令第9条の2第1項第2号

<放射線量等>

- ・一部で20mSv/年を上回る箇所も存在するが、概ね20mSv/年以下まで空間線量が低下している。

<事故前後の状況>

- ・事故前は、小高区金谷において生活環境が確保されていた。事故後は、長期間にわたる避難指示の継続と立入り制限により、井戸等のインフラ復旧が進んでいないため、上記の施設等の復旧・整備等を進めていくことで、帰還する住民が安心して日常生活を送ることができる生活環境を整える。

<中心市街地との一体性>

- ・小高区内の中心市街地とアクセス道路※等でつながっており、一体的に復興及び再生を図ることが可能。

2. 計画の意義・目標

※関係規定：法第17条の9第2項第2号

- ・2020年代をかけて、帰還意向のある住民の特定帰還居住区域への帰還を実現し、もって市の復興及び再生を果たすことを目標とする。

3. 計画の期間

※関係規定：法第17条の9第2項第3号

- ・国の認定があった日～令和11年（2029年）12月31日

4. 特定帰還居住区域の整備等（事業再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）

<特定帰還居住区域外とのアクセスの確保>

- ・アクセス道路※の除染・整備により、中心市街地や避難指示解除済み区域へのアクセス道路を確保する。

<特定帰還居住区域内の整備の概要>

- ・除染・家屋解体を進め、井戸等の生活インフラの復旧・整備を実施する。
- ・その他生活関連サービスについては、避難指示解除時のサービス提供開始をめざし、関係者と調整を進める。
- ・インフラ整備と土壌等の除染等の措置などについては一体的かつ効率的に実施する。

※アクセス道路の名称は、個人宅の特定につながるため非公開。

5. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第1・2項

- ・本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン（環境省 平成25年5月 第2版（平成30年3月追補）」に従って、特定帰還居住区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

6. 廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第3・4項

- ・本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（環境省 平成25年3月 第2版）」に従って、特定帰還居住区域において国が認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理を行う。
- ・また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

7. その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の9第2項第8号

<生活関連サービス、防犯・防災等>

- ・生活ごみ収集については、既に収集再開済みの金谷行政区の収集箇所を一体活用する。
- ・防犯については、防犯・不法投棄パトロール等を実施する。
- ・防災については、マイタイムラインの活用など自助・共助・公助一体となった地域防災力の向上に努める。
- ・医療・介護については、避難指示解除済み区域において整備・実施している診療所や介護事業者等を活用する。
- ・営農については、摂取・出荷制限品目の解除に向けて調整を実施する。

<その他（立入管理等）>

- ・認定後、空間線量率の状況等を踏まえ、必要に応じ帰還困難区域における立入規制の緩和を内閣府と協議する。